

広島県公安委員会等に対する不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成23年 5月20日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第8号

広島県公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 処分についての審査請求に関する事項（第5条—第28条）

第3章 処分についての異議申立てに関する事項（第29条）

第4章 不作為についての不服申立てに関する事項（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）の規定による広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）又は広島県警察の警察署長（以下「署長」という。）に対する不服申立てに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査庁 審査請求があったときに、これを審理して裁決をする公安委員会及び本部長をいう。
- (2) 処分庁 不服申立ての対象となる処分を行った公安委員会、本部長及び署長をいう。
- (3) 不作為庁 不服申立ての対象となる不作為の主体である公安委員会、本部長及び署長をいう。
- (4) 主管課 不服申立ての対象となる処分又は不作為に係る事務を所掌する警察本部の課、室、隊、所及び警察学校をいう。
- (5) 主管課長 主管課の長をいう。

（申立書類等の提出、受理等）

第3条 次の各号に掲げる処分又は不作為について不服申立てをする者は、審査庁（異議申立ての場合にあっては、処分庁又は不作為庁。本条及び次条において同じ。）から別段の指示を受けた場合を除き、法又はこの規則の規定に基づいて提出すべき書類その他の物件（以下本条において「申立書類等」という。）をそれぞれ当該各号に定める場所に提出しなければならない。

- (1) 公安委員会又は本部長の処分又は不作為 主管課又は警察本部の受付窓口（広島県庁

舎東館に設けられたものに限る。)

- (2) 署長の処分又は不作為 当該署長が属する警察署
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に規定する公安委員会又は本部長の処分又は不作為について不服申立てをする者は、審査庁から別段の指示を受けた場合を除き、申立書類等を当該署長その他の警察署職員が属する警察署に提出することができる。
 - (1) 書面によって行われ、又は当該処分が行われた旨が書面によって通知された処分であって、それらの書面が署長その他の警察署職員から当該者に交付されているもの
 - (2) 署長その他の警察署職員を経由して行われた申請に係る不作為
- 3 当該事件を担当する審理官（次条の規定により指名される審理官をいう。）が定められるまでの間は、第1項第1号に規定する場所に提出された申立書類等の受理に関する事務は主管課長が、警察署に提出された申立書類等の受理に関する事務は署長が行う。
- 4 前項に規定する者は、審査請求書又は異議申立書が提出されたとき（第5条（第29条において準用する場合を含む。）の規定により口頭による不服申立てについて録取書が作成されたときを含む。）の規定により口頭による不服申立てについて録取書が作成されたときを含む。）は、遅滞なく、別記様式第1号による不服申立受理簿に所要の事項を記載するとともに、公安委員会（公安委員会が審査庁である場合に限る。）又は本部長に当該不服申立ての概要を報告しなければならない。

（審理官）

第4条 審査庁は、法及びこの規則の規定により行う審理に関する事務を補佐させるため、警察職員の中から、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者を審理官に指名するものとする。

- 2 審査庁は、次の各号に掲げる事項を審理官に専決させることができる。
 - (1) 法第21条（法第48条並びに法第52条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による補正の命令に関すること。
 - (2) 法第22条（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による弁明書の提出の要求に関すること。
 - (3) 法第24条第1項（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による利害関係人の参加の許可に関すること。
 - (4) 法第25条第2項（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補佐人の出頭の許可に関すること。
 - (5) 法第26条ただし書（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証拠書類等を提出する期間の定めに関すること。
 - (6) 法第27条（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による参考人の陳述及び鑑定の要求に関すること。
 - (7) 法第28条（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出の要求に関すること。
 - (8) 法第29条（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定によ

る検証に関すること。

(9) 法第30条（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審尋に関すること。

(10) 法第31条（法第48条及び法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による職員による審理手続に関すること。

(11) 法第33条第3項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の日時及び場所の指定に関すること。

(12) 前条第1項又は第2項の規定による指示に関すること。

3 審理官は、審査庁の審理を補佐するに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 審理官は、第2項各号に掲げる事項を専決したときは、速やかにその内容を審査庁に報告するものとする。

5 審理官は、法の規定による裁決又は決定がなされるに熟したと認めるときは、速やかに別記様式第2号による審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

第2章 処分についての審査請求に関する事項

（口頭による審査請求）

第5条 口頭で審査請求をしようとする者は、第3条第1項又は第2項に規定する場所において、警察職員に対し、法第15条第1項から第3項までに規定する事項を陳述しなければならない。

2 前項の陳述を聴き取った警察職員は、別記様式第3号による審査請求録取書を作成し、これを当該審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、当該審査請求人に署名押印させるとともに、自らも録取者として記名押印するものとする。

（氏名、住所等に変更があった場合の届出）

第6条 審査請求をした者は、審査請求書の記載事項（口頭で審査請求をした場合にあっては、その陳述事項）に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人に異動があったときも、前項と同様とする。

（補正命令）

第7条 法第21条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書によって行うものとする。

（処分庁に対する審査請求書の副本の送付等）

第8条 法第22条第1項の規定による審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しの送付及び弁明書の提出の要求は、当該副本又は写しに別記様式第5号の審査請求書副本等送付・弁明書提出要求書を添付して行うものとする。

（審査請求人に対する弁明書の副本等の送付）

第9条 法第22条第5項本文の規定による弁明書の副本の送付は、当該副本に別記様式第6

号の弁明書副本送付書を添付して行うものとする。

(利害関係人の参加)

第10条 審査請求の手續に参加しようとする利害関係人は、別記様式第7号の参加申立書によって法第24条第1項の規定による許可を求めなければならない。

2 審査庁は、前項の申立てに対する許可をし、又は許可をしないこととしたときは、別記様式第8号の参加人参加許可（不許可）書によってその旨を当該利害関係人に通知するものとする。

3 法第24条第2項の規定による参加の要求は、別記様式第9号の参加人参加要求書によって行うものとする。

(口頭意見陳述の機会の付与)

第11条 審査庁は、法第25条第1項ただし書の規定により審査請求人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えるときは、別記様式第10号の口頭意見陳述通知書によってその日時、場所その他必要な事項を当該審査請求人又は参加人に通知するものとする。

2 口頭意見陳述は、非公開で行うものとする。

3 審査庁は、口頭意見陳述を審理官に聴き取らせるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを公安委員会の委員に聴き取らせ（審査庁が公安委員会である場合に限る。）、又は自ら聴き取ることができる。

4 前項の規定により口頭意見陳述を聴き取った者は、別記様式第11号による口頭意見陳述録取書を作成し、これを当該陳述をした出席者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名押印させるとともに、自らも記名押印するものとする。この場合において、当該出席者が署名押印を拒絶したときは、当該口頭意見陳述録取書にその旨を記載するものとする。

(口頭意見陳述における補佐人の出頭)

第12条 口頭意見陳述の期日に補佐人とともに出頭しようとする審査請求人又は参加人は、別記様式第12号の補佐人同伴申請書によって法第25条第2項の規定による許可を求めなければならない。

2 審査庁は、前項の申請に対する許可をし、又は許可をしないこととしたときは、別記様式第13号の補佐人同伴許可（不許可）書によってその旨を当該審査請求人又は参加人に通知するものとする。

(口頭意見陳述の期日における審理)

第13条 第11条第3項の規定により口頭意見陳述を聴き取る者（以下「審理官等」という。）は、口頭意見陳述の期日の冒頭において、審査請求人、参加人及び補佐人に対し、人違いでないことを確認するものとする。

2 審査請求人又は参加人は、口頭意見陳述の期日に出頭し、審査請求又は参加の趣旨及び理由について陳述するものとする。

3 審理官等は、当該期日に予定していた陳述が終了しないときは、出席している審査請求

人又は参加人の意見を聴いて、次回の口頭意見陳述の期日を定め、出席者に告げるものとする。

(口頭意見陳述の指揮)

第14条 審理官等は、必要があると認めるときは、口頭意見陳述の出席者に対して問いを發し、發言を促し、又は發言を制限し、若しくは禁止することができる。

2 審理官等は、口頭意見陳述の場所を整理し、又はその秩序を維持するために必要があると認めるときは、口頭意見陳述の出席者を制限し、又は審理を妨げ、若しくは場内（審査に影響のある他の場所を含む。）の秩序を乱す者に対し退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(口頭意見陳述の機会を放棄したものとみなす場合)

第15条 審査庁は、口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人が陳述を行わず、審理官等の許可を受けずに退場し、又は前条第2項の規定により審理官等から退場を命じられたときは、その者の陳述を聴かないで裁決をすることができる。審査請求人又は参加人が正当な理由なく口頭意見陳述の期日に出席しないときも、同様とする。

(証拠書類等の提出すべき期間の通知)

第16条 審査庁は、法第26条ただし書に規定する相当の期間を定めたときは、別記様式第14号の証拠書類等提出期限決定通知書によって審査請求人又は参加人に通知するものとする。

(提出された証拠書類等の保管等)

第17条 審査庁は、法第26条の規定による証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けたときは、別記様式第15号による証拠書類等保管簿に所要の事項を記載しなければならない。

2 審査庁は、提出を受けた証拠書類等について別記様式第16号による提出物目録を作成し、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等の提出者に交付しなければならない。

3 審査庁は、証拠書類等を留め置く必要がなくなったときは、これを提出した者がその所有権を放棄した場合を除き、速やかにこれを返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第17号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(参考人の陳述等)

第18条 審査庁は、法第27条の規定による申立てがあつた場合において、参考人に陳述をさせ、若しくは鑑定を求めることとし、又は陳述をさせず、若しくは鑑定を求めないこととしたときは、書面によりその旨を当該申立てをした審査請求人又は参加人に通知するものとする。

2 法第27条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、別記様式第18号による参考人陳述（鑑定）要求書によってその旨を当該参考人又は鑑定人となるべき者に通知して行うものとする。

3 審査庁は、参考人の陳述を審理官に聴き取らせるものとする。ただし、特に必要がある

と認めるときは、これを公安委員会の委員に聴き取らせ（審査庁が公安委員会である場合に限る。）、又は自ら聴き取ることができる。

- 4 前項の規定により参考人の陳述を聴き取った者は、別記様式第19号による参考人陳述録取書を作成し、これを当該参考人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名押印させるとともに、自らも記名押印するものとする。この場合において、当該参考人が署名押印を拒絶したときは、当該参考人陳述録取書にその旨を記載するものとする。

（物件の提出等）

第19条 審査庁は、法第28条の規定による申立てがあった場合において、物件の所持人にその提出を求め、又は求めないこととしたときは、書面によりその旨を当該申立てをした審査請求人又は参加人に通知するものとする。

- 2 法第28条の規定による物件の提出要求は、別記様式第20号の物件提出要求書によって行うものとする。

- 3 第17条の規定は、法第28条の規定による物件の提出があった場合について準用する。

（検証）

第20条 法第29条第2項の規定による審査請求人又は参加人の申立てによる検証をするときの通知は、別記様式第21号の検証通知書によって行うものとする。

- 2 審査庁は、法第29条第1項の規定による申立てがあった場合において、検証をしないこととしたときは、書面によりその旨を当該申立てをした審査請求人又は参加人に通知するものとする。

- 3 審査庁は、検証を審理官に行わせるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを公安委員会の委員に行わせ（審査庁が公安委員会である場合に限る。）、又は自ら行うことができる。

- 4 前項の規定により検証をした者は、別記様式第22号による検証調書を作成するものとする。

（審尋）

第21条 審査庁は、法第30条の規定による申立てがあった場合において、審査請求人若しくは参加人を審尋し、又は審尋しないこととしたときは、書面によりその旨を当該申立てをした審査請求人又は参加人（当該審尋を受けるべきものを除く。）に通知するものとする。

- 2 審査庁は、法第30条の規定による審尋をすることとしたときは、別記様式第23号の審尋通知書によってその日時、場所その他必要な事項を審尋されるべき審査請求人又は参加人に通知するものとする。

- 3 審査庁は、審査請求人又は参加人を審理官に審尋させるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを公安委員会の委員に審尋させ（審査庁が公安委員会である場合に限る。）、又は自ら審尋することができる。

- 4 前項の規定により審査請求人又は参加人を審尋した者は、別記様式第24号による審尋録取書を作成し、これを当該審査請求人又は参加人に読み聞かせて誤りのないことを確認し

た上、その者に署名押印させるとともに、自らも記名押印するものとする。この場合において、当該審査請求人又は参加人が署名押印を拒絶したとき（前項の規定により審尋をする者の許可なく退場した場合を含む。）は、当該審尋録取書にその旨を記載するものとする。

（処分庁からの物件の提出の通知等）

第22条 審査庁は、処分庁が法第33条第1項に規定する物件を提出したときは、別記様式第25号の提出物件受領通知書によってその旨を審査請求人又は参加人に通知するものとする。

2 法第33条第3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定は、別記様式第26号の物件閲覧日時等指定書によって行うものとする。

（執行停止の通知）

第23条 審査庁は、法第34条第2項の規定によって執行停止をすることとし、又は同項の規定による審査請求人の申立てを却下することとしたときは、別記様式第27号の執行停止（不停止）決定書によりその旨を審査請求人に通知するものとする。

2 審査庁は、執行停止をすることとしたときは、別記様式第27号の執行停止（不停止）決定書によって処分庁にその旨を通知するものとする。

（執行停止の取消しの通知）

第24条 審査庁は、法第35条の規定により執行停止を取り消すこととしたときは、別記様式第28号による執行停止取消書によってその旨を審査請求人及び処分庁に通知するものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第25条 審査庁は、法第36条の規定により数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離したときは、別記様式第29号の手続併合（分離）通知書によってその旨を審査請求人及び参加人並びに処分庁に通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知）

第26条 審査庁は、法第39条の規定により審査請求人が審査請求を取り下げたときは、書面によりその旨を処分庁に通知するものとする。

（裁決）

第27条 法第41条第1項の規定による裁決は、別記様式第30号による裁決書により行う。

（裁決の送達）

第28条 審査庁は、法第42条第2項本文の規定により審査請求人その他の裁決の送達を受けべき者に裁決書の謄本を送付するときは、当該謄本に別記様式第31号の裁決書謄本送付書を添付するものとする。同条第4項の規定により参加人及び処分庁に裁決書の謄本を送付するときも、同様とする。

2 審査庁は、法第42条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、書面によりその旨を処分庁に通知するものとする。

第3章 処分についての異議申立てに関する事項

(審査請求に関する規定の準用)

第29条 第5条から第7条まで、第10条から第21条まで、第23条第1項、第24条、第25条、第27条及び第28条第1項の規定は、処分についての異議申立てについて準用する。この場合において、第5条第1項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第1項及び第2項」と、第24条中「審査請求人及び処分庁」とあるのは「異議申立人」と、第25条中「審査請求人及び参加人並びに処分庁」とあるのは「異議申立人及び参加人」と、第27条中「別記様式第30号による裁決書」とあるのは「別記様式第32号による決定書」と、第28条第1項中「裁決書」とあるのは「決定書」と、「別記様式第31号の裁決書謄本送付書」とあるのは「別記様式第33号の決定書謄本送付書」と、「参加人及び処分庁」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

第4章 不作為についての不服申立てに関する事項

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第30条 第6条、第7条、第27条及び第28条第1項前段の規定は、不作為についての異議申立てについて準用する。この場合において、第27条中「別記様式第30号による裁決書」とあるのは「別記様式第32号による決定書」と、第28条第1項中「裁決書」とあるのは「決定書」と、「別記様式第31号の裁決書謄本送付書」とあるのは「別記様式第33号の決定書謄本送付書」と読み替えるものとする。

2 第6条から第9条まで、第11条から第22条まで及び第25条から第28条までの規定は、不作為についての審査請求について準用する。

附 則

この公安委員会規則は、平成23年6月1日から施行する。

(別記)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

不 服 申 立 受 理 簿						
受理番号		受理年月日		年	月	日
不 服 申 立 人						
住所・氏名						
職業・年齢						
不服申立てに係る処分						
不服申立ての件名						
原処分庁		原処分年月日		年	月	日
審 査 経 過						
各 種 命 令 ・ 申 立 て 等 の 受 発	件 名	受発年月日	取扱者	件 名	受発年月日	取扱者
裁決 (決定) 結果		裁決 (決定) 書		備		
年 月 日		送 (交) 付年月日				
年 月 日		年 月 日		考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

		第	号
審		理	過
調		書	
		年	月
			日
広島県公安委員会 様			
（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）			
(審理官)			
所属			
氏名			
⑩			
下記不服申立事案について、次のとおり報告します。			
1	不服申立ての年月日		
2	不服申立人の住所，職業，氏名及び年齢		
3	原処分庁		
4	原処分の処分年月日及び内容		
5	原処分の原因となった違反等の概要		
6	不服申立ての内容		
7	審理の経過		

様式第3号（第5条，第29条関係）

審 査 請 求 録 取 書

住所

氏名

上記の者は， 年 月 日
において，

について，要旨以下のとおり口頭で不服申立てをした。

陳述人署名

㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て署名押印した。

年 月 日

録取者 （官職） （氏 名）印

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第7条，第29条，第30条関係）

		第	号
補	正	命	令
		書	
		年	月
			日
様			
広島県公安委員会 印			
(広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)			
は、次の理由により不適法であるから、行政不服審査法			
の規定により、年 月 日までに補正をすることを命じます。			
なお、期限までに補正された 通が提出されないときは、			
同法 の規定により、 を却下することがあります。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号（第8条，第30条関係）

	第	号
審査請求書副本等送付・弁明書提出要求書		
	年	月 日
様		
	広島県公安委員会	印
	（広島県警察本部長）	
年	月	日
付けをもって審査請求人 から提起された		
についての審査請求につき，行政不服審査法		
の規定により，別紙のとおり審査請求書副本（陳述録取書の写し）を送付するので， 当該審査請求に対する弁明書正副2通を		
	年	月 日
までに提出してください。		

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第6号（第9条，第30条関係）

	第	号
弁	明	書
副	本	送
付	書	
	年	月
		日
様		
	広島県公安委員会	印
	(広島県警察本部長)	
行政不服審査法		の規定により，
についての審査請求に関する弁明書の副本を別添のとおり送付します。		
同法		の規定によりこの弁明書に対する反論書を提出しよう
とするときは，	年	月
		日までにこれを提出してください。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第7号（第10条，第29条関係）

参 加 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

参加申立人

住所

氏名

印

行政不服審査法

の規定により，次のとおり参加申立てをします。

参加申立人の住所， 氏名，年齢	
不服申立人の住所， 氏名，年齢等	
参加申立ての 趣旨及び理由	
その他参考事項	

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第10条, 第29条関係)

	第	号
参 加 人 参 加 許 可 (不 許 可) 書		
	年	月 日
様		
	広 島 県 公 安 委 員 会	印
	(広 島 県 警 察 本 部 長 ・ 広 島 県 ○ ○ 警 察 署 長)	
行政不服審査法		の規定により,
につき	年 月 日	に申請のあった利害関係人としての参加を
許 可 し ま す。		
次の理由により不許可とします。		

注 不用の文字は, 横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

第 号

参 加 人 参 加 要 求 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

行政不服審査法 の規定により，次の不服申立てについて
参加人として参加することを求めます。

1 不服申立ての件名

2 不服申立人の住所及び氏名

3 不服申立ての年月日

第 号
口 頭 意 見 陳 述 通 知 書
年 月 日
様
広島県公安委員会 印 (広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)
につき 年 月 日に申立てのあった口頭による意見陳述につ いては、行政不服審査法 の規定により次のとおり行うので 通知します。
1 開催の日時 年 月 日 午 前後 時から
2 場所
3 備考

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

口 頭 意 見 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は， 年 月 日 午 前
後 時から

において，

について，要旨以下のとおり口頭で意見を述べた。

陳述人署名

㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て署名押印した。

（上記のとおり録取して読み聞かせたところ，

と申し立て

署名押印を拒絶した。）

年 月 日

録取者 （官職） （氏 名） 印

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第12号（第12条，第29条，第30条関係）

補佐人同伴申請書

年 月 日

広島県公安委員会 様

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

不服申立人

住所

氏名

印

行政不服審査法 の規定により，次のとおり補佐人同伴の申請をします。

補佐人の住所，氏名， 年齢	
不服申立人の住所， 氏名，年齢等	
補佐人同伴申請の 趣旨及び理由	
その他参考事項	

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第13号（第12条，第29条，第30条関係）

	第	号	
補佐人同伴許可（不許可）書			
	年	月	日
様			
	広島県公安委員会	印	
	（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）		
行政不服審査法		の規定により，	
につき	年	月	日に申請のあった補佐人の同伴を次の
者につき許可します。			
理由により不許可とします。			

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第14号（第16条，第29条，第30条関係）

第 号

証 拠 書 類 等 提 出 期 限 決 定 通 知 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

行政不服審査法 の規定により，

に関する証拠書類又は証拠物を提出しようとするときは， 年

月 日までにこれを提出してください。

様式第15号（第17条，第29条，第30条関係）

証 拠 書 類 等 保 管 簿

番 号	標 目	数 量	提 出 年 月 日	提 出 者 氏 名	保 管 者 印	返 還 年 月 日	引 渡 者 取 扱 者 氏 名	受 取 者 氏 名

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第16号（第17条，第29条，第30条関係）

第 号			
提 出 物 目 録			
年 月 日			
広島県公安委員会 印 (広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)			
行政不服審査法 の規定により，次のとおり を受領した。			
事案の件名			
提出者	氏 名		
	住 所		
提出を受けた 年 月 日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職		氏名	

注 提出した物件の返却を受けようとするときは，この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第17号（第17条，第19条，第29条，第30条関係）

還 付 請 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

住所

氏名

印

次の目録の物件の還付を受け，受領しました。

目		録	
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

第 号

参 考 人 陳 述 （ 鑑 定 ） 要 求 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

の審理のために必要があるので、行政不服審査法 の規定により、

下記のとおり陳述
鑑定を求めます。

1 陳述又は鑑定をすべき事項

2 日時及び場所

年 月 日 午 前
後 時から

3 備考

注 不用の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第19号（第18条，第29条，第30条関係）

参 考 人 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は， 年 月 日 午^前後 時から

において，

について，要旨以下のとおり参考人として陳述した。

陳述人署名

㊞

上記のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て署名押印した。

（上記のとおり録取して読み聞かせたところ，

と申し立て

署名押印を拒絶した。）

年 月 日

録取者（官職）（氏 名）印

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

	第	号
物	件	提
出	要	求
書		
	年	月
		日
様		
広島県公安委員会 印		
(広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)		
の審理のため必要があるので，行政不服審査法の規定に		
より，次のとおり物件の提出を求めます。		
1	提出を求める物件の名称及び数量	
2	提出期限	
3	提出先	

第 号
検 証 通 知 書
年 月 日
様
広島県公安委員会 印 (広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)
行政不服審査法 の規定により，次のとおり検証を行うので， これに立ち会う機会を与えるため，同法 の規定により通知 します。
1 不服申立ての件名
2 検証を行う日時 年 月 日 午 前後 時から
3 検証を行う場所及び名称
4 検証事項

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第22号（第20条，第29条，第30条関係）

検 証 調 査 書	
件 名	
不 服 申 立 人	
不服申立ての年月日	
上記不服申立てにつき，次のとおり検証した。	
検 証 の 日 時	年 月 日 時から 時まで
検 証 の 場 所	
立 会 人 の 氏 名 及 び 場 所	
検証結果	
年 月 日 検証者 （官職） （氏 名） 印	

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

				第		号
審	尋	通	知	書		
				年	月	日
		様				
				広島県公安委員会		印
				(広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)		
行政不服審査法				の規定により, 次のとおり審尋するの		
で, 出頭してください。						
1	不服申立ての件名					
2	審尋を行う日時					
		年	月	日	午	前後
					時	から
3	審尋の場所					
4	審尋する事項					

注 不用の文字は, 横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

様式第24号（第21条，第29条，第30条関係）

審 尋 録 取 書

住所

氏名

上記の者に対して， 年 月 日
において，

について，概要以下のとおり審尋した。

被審尋者署名 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て署名押印した。

（上記のとおり録取して読み聞かせたところ，
と申し立て
署名押印を拒絶した。）

年 月 日

録取者（官職）（氏 名）印

様式第25号（第22条，第30条関係）

第 号				
提 出 物 件 受 領 通 知 書				
年 月 日				
様				
広島県公安委員会 印 (広島県警察本部長)				
につき から次の物件が提出されたので通知します。				
目		録		
番号	標 目	提出日時	数 量	備 考

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

第 号
物 件 閱 覧 日 時 等 指 定 書
年 月 日
様
広島県公安委員会 印 (広島県警察本部長)
につき， 年 月 日に請求のあった物件の閲覧については， 行政不服審査法 の規定により次のとおりその日時及び場所 を指定したので通知します。
1 閲覧の日時
年 月 日
午後 時から 午後 時まで
2 閲覧の場所

注1 閲覧の際は，この指定書を持参すること。

2 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

第 号

執行停止（不停止）決定書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

行政不服審査法 の規定により，

につき 年 月 日に申立てのあった執行停止について

次の理由によりその執行を停止しません。
は，
次の理由によりその執行を停止します。

注 不用な文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

	第	号
執	行	停
止	取	消
書		
	年	月
		日
様		
広島県公安委員会 印		
(広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長)		
年	月	日
付け執行停止（不停止）決定書		
をもって行った		
に係る執行停止は，行政不服審査法 の規定により，次の理由に		
よりこれを取り消します。		
1	不服申立ての件名	
2	不服申立ての年月日	
3	執行停止の年月日	
4	執行停止の取消しの理由	

第 号

手 続 併 合 （ 分 離 ） 通 知 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

行政不服審査法 の規定により次のとおり

併合
を分離したので通知します。

注 不用の文字は，横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第30号（第27条，第30条関係）

		第	号	
裁	決	書		
		年	月	日
審査請求人				
（住所）				
（氏名）		様		
		広島県公安委員会		印
		（広島県警察本部長）		
	年	月	日	付けで提起のあった審査請求の審査をした結果， 次のとおり裁決します。
1	主文			
2	審査請求の要旨			
3	裁決の理由			

注 この裁決に不服があり，原処分取消しの訴えを提起する場合は，この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所に訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第31号（第28条，第30条関係）

	第	号
裁	決	書
謄	本	送
付	書	
	年	月
		日
様		
	広島県公安委員会	印
	(広島県警察本部長)	
年	月	日
付けをもって審査請求人		
により提起された		
についての審査請求に対して裁決をしたので，行政不服審査法		
の規定により，別添のとおり裁決書の謄本を		
送付します。		

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

		第	号	
決	定	書		
		年	月	日
異議申立人				
（住所）				
（氏名）				
様				
広島県公安委員会 印				
（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）				
年 月 日付けで提起のあった異議申立ての審査をした結果，次のとおり決定します。				
1 主文				
2 異議申立ての要旨				
3 決定の理由				

注 この決定に不服があり，原処分取消しの訴えを提起する場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所に訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

第 号

決 定 書 謄 本 送 付 書

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

（広島県警察本部長・広島県〇〇警察署長）

年 月 日付けをもって異議申立人

により提起された

についての異議申立てに対して決定をしたので，行政不服審査法

の規定により，別添のとおり決定書の謄本を

送付します。